

令和6年守山市議会12月定例会会議追加提出予定議案

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	－ 件
認定案件	－ 件	諮問案件	－ 件
予算案件	6 件	推薦案件	－ 件
条例案件	3 件	提出案件計	9 件
人事案件	－ 件	(報告案件)	－ 件

提出日 令和6年12月19日

2 議案概要

【議第69号】 令和6年度守山市一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出補正額 307,365千円 （補正後の額 37,501,272千円）

【議第70号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 10,775千円 （補正後の額 6,957,766千円）

【議第71号】 令和6年度守山市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入額 4,357千円 （補正後の額 1,532,966千円）

収益的支出額 ▲2,217千円 （補正後の額 1,523,428千円）

資本的支出額 ▲1,875千円 （補正後の額 819,663千円）

【議第72号】 令和6年度守山市下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収入額 182千円 （補正後の額 2,382,031千円）

収益的支出額 4,387千円 （補正後の額 2,365,960千円）

資本的支出額 3,778千円 （補正後の額 1,725,886千円）

【議第73号】 令和6年度守山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 5,752千円 （補正後の額 6,181,191千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額 789千円 （補正後の額 37,089千円）

【議第74号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 4,163千円 （補正後の額 1,208,181千円）

【議第75号】 守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与改定および本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、本市特別職の給与についても、期末手当の支給割合の引き上げおよび平均化する改正を行おうとするもの

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和6年12月期	1.70月分	1.75月分(+0.05月分)
	令和7年以降の6月期		1.725月分(+0.025月分)
	令和7年以降の12月期		

(施行期日等)

(1) 施行期日等

ア 公布の日(ただし、令和7年以降の改正については、令和7年4月1日)から施行する。

イ 令和6年12月期の改正規定については、令和6年12月1日から適用する。

(2) 給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

【議第76号】 守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、本市一般職の職員の給与および本市教育公務員の給与について、必要な改正を行おうとするもの

(1) 初任給を始め若年層に重点を置き、職員の給料月額を引き上げる。

(2) 期末手当および勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化

一般の職員

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和6年12月期	1.225月分	1.275月分(+0.05月分)
	令和7年以降の6月期		1.25月分(+0.025月分)
	令和7年以降の12月期		
勤勉手当	令和6年12月期	1.025月分	1.075月分(+0.05月分)
	令和7年以降の6月期		1.05月分(+0.025月分)
	令和7年以降の12月期		

再任用職員

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和6年12月期	0.6875月分	0.7125月分（+0.025月分）
	令和7年以降の6月期		0.7月分（+0.0125月分）
	令和7年以降の12月期		
勤勉手当	令和6年12月期	0.4875月分	0.5125月分（+0.025月分）
	令和7年以降の6月期		0.5月分（+0.0125月分）
	令和7年以降の12月期		

（施行期日等）

（1）施行期日等

ア 公布の日（ただし、令和7年以降の改正については、令和7年4月1日）から施行する。

イ 給料月額の見直しについては、令和6年4月1日から、期末手当および勤勉手当の令和6年改正分については、令和6年12月1日から適用する。

（2）給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

【議第77号】 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直され、本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、本市の会計年度任用職員の報酬等について必要な改正を行おうとするもの

（1）一般職の給料表の改定に伴い、報酬等の月額を引き上げる。

（2）期末手当および勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和6年12月期	1.225月分	1.275月分（+0.05月分）
	令和7年以降の6月期		1.25月分（+0.025月分）
	令和7年以降の12月期		
勤勉手当	令和6年12月期	1.025月分	1.075月分（+0.05月分）
	令和7年以降の6月期		1.05月分（+0.025月分）
	令和7年以降の12月期		

（施行期日等）

（1）施行期日等

ア 公布の日（ただし、令和7年以降の改正については、令和7年4月1日）から施

行する。

イ 報酬等の月額改正については、令和6年4月1日から、期末手当および勤勉手当の令和6年改正分については、令和6年12月1日から適用する。

(2) 報酬等の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規定による報酬等の内払とみなす。